

愛の郷グループホーム共用型指定認知症対応型通所介護
共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ミムラが設置する愛の郷グループホーム（以下「事業所」という）において実施する共用型指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び介護従業者が、認知症の症状を伴う要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対して、適切な共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 共用型指定認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要介護状態となつた場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたって、認知症を伴い要支援状態となつた場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持及び向上並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 利用者の要介護〔要支援〕状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護〔要支援〕状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、他の地域密着型サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民との連携に努めるものとする。

- 5 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者〔介護予防支援事業者〕へ情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、「横浜市地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する条例」（平成24年横浜市条例第77号）、「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」（平成24年横浜市条例第79号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 愛の郷グループホーム
- (2) 所在地 横浜市旭区川島町1599-13

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤職員）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

1 単位目

- (2) 介護従業者 13人（常勤5人、常勤兼務1人、非常勤 7人）
介護従事者は認知症対応型通所介護等の業務に当たる。

2 単位目

- (3) 介護従業者 11人（常勤5人、非常勤兼務1人、非常勤5人）
介護従事者は認知症対応型通所介護等の業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 F なのはなの家

(1) 営業日 月曜日から日曜日・祝日

(2) 営業時間 午前9時45分から午後4時50分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時50分までとする。

(共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員)

(4) 利用定員 1単位3名

2 F つくしの家

(1) 営業日 月曜日から日曜日・祝日

(2) 営業時間 午前9時45分から午後4時50分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時45分から午後4時50分までとする。

(共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員)

(4) 利用定員 1単位3名

(共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容)

第7条 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

(2) 入浴サービス

(3) 納食サービス

(4) 生活指導（相談・援助等）

(5) 健康チェック

(6) 送迎サービス

(利用料等)

第8条 共用型指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該共用型指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の支払いを受けるものとする。（別紙参照）

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該共用型指定介護予防認知症対応型通

所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の支払いを受けるものとする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けられることがある。

(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に関する費用

実施地域外 1km 60円とする。

(2) 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に通常要する時間を超える、共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕であって利用者の選定に係るものとの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用 623円 (昼食代 498円 おやつ 125円)

(4) おむつ代 実費

(5) 共用娯楽費 実費

3 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

4 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、横浜市全域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若し

くは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携など)

第18条 共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を^{行う}等地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 繼続研修 年2回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、共用型指定認知症対応型通所介護〔共用型指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社ミムラと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の変更に伴い、隨時改定を行う。

- ① 平成27年6月1日改訂
- ② 平成27年12月1日改訂
- ③ 平成29年4月1日改訂
- ④ 平成29年8月1日改訂
- ⑤ 平成29年9月1日改訂
- ⑥ 令和2年9月1日改訂
- ⑦ 令和3年4月1日改訂